

至急

事業収入が減少した中小事業者（農業・漁業者などを含む）の皆さんへ 事業継続のための**支援金**があります

新制度

島原市事業継続支援給付金（第2次）

対象者：売上の減少率が20%以上50%未満



給付額

1事業者1カ月当たり最大**10万円**（2カ月で最大**20万円**）

事業収入減少額を上限に8月、9月の最大2カ月分を給付します。

申請期間

10月13日（水）～12月28日（火） ※当日消印有効

1事業者当たり1回限りの申請となります。

給付要件

次の1～5の全ての要件を満たす中小事業者（農業・漁業者などを含む）が対象

- 令和3年8月6日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が島原市内にあること
- 下記のいずれかに該当し、**令和3年8月、9月**のいずれかの月間事業収入（申請者が営む事業の全事業収入）が対2020年（または対2019年）の同月比で20%以上50%未満減少していること
 - 令和3年8月10日から9月24日の間、県の営業時間短縮要請などに協力した県内飲食店・遊興施設と直接または間接の取引があること
 - 令和3年8月7日から9月24日の間、県による不要不急の外出・移動自粛要請により直接の影響を受けたこと
- 令和3年8月、9月分の国の月次支援金、飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと
- 令和3年3月31日以前から、県内で事業を営んでいること
- 令和元年12月末日までに納期限が来た市税に滞納がないこと

申請方法

申請書に記入し必要書類を用意の上、感染症拡大防止のためできるだけ**郵送で提出**をお願いします。※トラブル防止のため、簡易書留やレターパックなど**郵便物を追跡できる方法**で送付してください

申請書類入手方法

- ・市役所本庁舎2階 商工振興課 ・市役所有明庁舎1階 農林課
- ・島原商工会議所 ・有明町商工会

対象拡大

月次支援金（国の事業）

対象者：売上の減少率が**50%以上**



売上の減少率が50%以上の場合は、国の月次支援金の対象となり得ます。なお、9月分の月次支援金の申請受付期間は11月30日（火）までです。まだ申請が済んでいない人は、急いでください。

※島原市事業継続支援給付金（第2次）の対象とはなりません

申請方法など詳しい内容は、国の月次支援金相談窓口にお問い合わせください。

☎0120-211-240（8時30分～19時、土・日曜、祝日含む）